

福祉年金を支給

【閻】 私は現在二十七才で、今年の三月に会社員として十年勤務して退職しまったが、脱退一時金を請求しないで家事に従事しておりました。國民年金には加入しましたがこの場合脱退一時金を請求した方がよいか、レ



ところが、今回の法の改正によつて公的年金制限額の一萬二千円を二萬四千円に引上げ、特に戦争公務に

老生常谈、毎年金に満七千円から支給されますが、ご本人の前年度中の所得が十五万円以上あつたり、扶養義務者（子や孫など）が制限額以上の所得税を納めておられると支給が停止されます。この外にご本人が公的年金（恩給や公務扶助料など）を一万二千円以上受けておられるときも支給停止になります。

扶助料などの受給者にも

差額が二万円ですが老令福祉年金の最高限度額が一万二千円ですからこの額以上の支給は認められません。

その結果、例えば普通團體を七万円とすることに大手に緩和されました。

そこで、現在の公務扶助料の額をみますと兵の階級の額で本年十月から六万二千八百円、明年十月から七万二千四百円に増額されまつて新しく老令福祉年金の受給権利ができる方は歳旦(清

村県民税未納者

村県民税第3期分納付成績		期限内 未納者数	内率	期限 収納区分	納区別	順位
1	大口	100	0	1	1	1
1	平田	100	0	1	1	1
1	親通	100	0	1	1	1
1	下上	100	0	1	1	1
1	中神	100	0	1	1	1
1	加西	100	0	1	1	1
1	曲日	100	0	1	1	1
1	陰柄	100	0	1	1	1
1	黒大	100	0	1	1	1
1	柏宮	100	0	1	1	1
1	大下	100	0	1	1	1
1	久由	90	0	1	1	1
1	須見	0	0	1	1	1
1	谷公	0	0	1	1	1
1	明	0	0	1	1	1
1	神本	0	0	1	1	1
1	代沢	0	0	1	1	1
1	山淵	0	0	1	1	1
1	坂向	0	0	1	1	1
1	尾洞	0	0	1	1	1
1	通付	0	0	1	1	1
1	田舎	0	0	1	1	1
1	親	0	0	1	1	1
1	大	0	0	1	1	1

引揚者給付金等支給法の一部が改正されて、次のとおり支給範囲がひろげられました。

一、從来引揚者給付金の支給要件として終戦まで六ヶ月以上外地に居住しておらねばならなかつたのが、昭和二十年三月十六日以降同年八月十五日までに外地で出生し、終戦後引揚げた者が該当者として加わり、

二、引揚後、昭和三十二年三月三十日までの間に

以上の改正によつて新しく(+)の引揚者給付金と(+)の遺産給付金の請求ができるが、満二十才以上(+)にまで範囲がひろげられた。

該当者の方は至急役場係までお申出下さい。尚さきに請求書を提出して裁判にならなかつた方も新しく請求をしていただかねばなりません。

引揚者給付金等の 支給範囲ひろがる

す。従って一年間だけが差額の七千二百円が老令福祉年金として支給され、明年十月から支給停止になります。

しかし夫婦が先順位者として公務扶助料を受けておられるときは、明年十月以降でも七万二千四百円に加給が四千八百円をえた七万三千二百円の二分の一の三なります。

求書を市町村役場へ提出していたゞくわけですが、この請求書に新しい公務扶助料の証書の写を添えなければなりません。新しい証書は現在恩給局で作成申込を近く該当事者の方の手元へ送付されてくる予定です。そこで到着をまつて、請求書の提出をしていたゞくことになります。

新しい
固定資産税評価はじめ
みなさんのご協力を…
いずれも時価主義をとつて
いますが、その評価方法等
が必ずしも統一されていな
いために諸税間に評価水準
が異なり、また、同じ税で
あつても資産の種類によつて
不均衡が認められる現状
であります。
このようなことから、今

固定資産を課税の対象とする租税には、村税の固定資産税、県税の不動産取得税、税、国税の相続税、贈与税、登録税などがあり、これらは課税の基礎とす

村區民稅第3期分納付成績

限内に納まらなかつた人がは残念だが、滞納皆無の二人だけあるが、これも納が実現するのもそろ程遠かつた一日のことで全村期限内完納にならなかつたのとおり。

